

幼稚園教育要領の改訂について

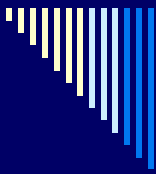


文部科学省・大分県・大分県教育委員会

1

【1枚目】

幼稚園の教育課程の基準である幼稚園教育要領の改訂について、説明いたします。



幼稚園教育要領 改訂についての これまでの経緯

【2枚目】

まず、第1章に入る前に、**幼稚園教育要領の改訂に至る経緯**から説明します。

幼稚園教育要領改訂についてのこれまでの経緯

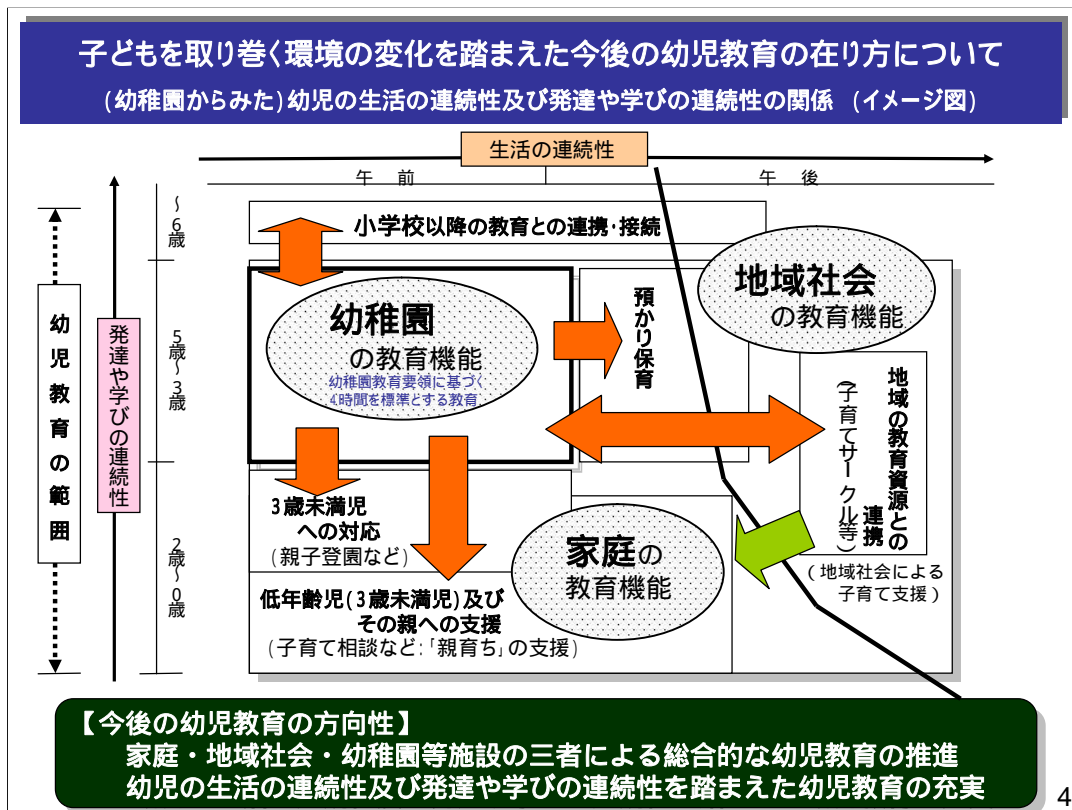


3

【3枚目】

初等中等教育の一層の充実・改善を図るため、平成15年5月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の包括的な諮問が行われました。この諮問により検討を求められた多岐にわたる課題のうち、「義務教育制度に接続するものとして幼児教育の在り方」について検討するため、同審議会初等中等教育分科会の下に「幼児教育部会」が設置され、幼児教育の在り方について幅広い観点から審議を進めました。その審議結果について、中央教育審議会により、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」という答申を、平成17年1月28日に行いました。これは幼児教育に関する初めての答申となります。

中央教育審議会では、幼稚園教育専門部会で、教育基本法、学校教育法の改正や、子どもや社会状況の変化等を踏まえ、平成17年10月から検討を開始し、平成20年1月17日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申をとりまとめました。答申を踏まえ、平成20年3月28日に新幼稚園教育要領を公示しました。



まず、幼児教育に関するはじめての答申である平成17年1月28日の答申のイメージ図です。この答申では、家庭や地域社会の教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、今後の幼児教育の在り方について、

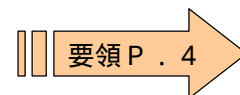
「家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進」、「幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」という2つの方向性を示しました。

このたびの幼稚園教育要領の改訂において特に関連するものが、「幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」です。家庭・地域社会・幼稚園等施設におけるそれぞれの教育機能が連携することにより、幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保するとともに、その成果を円滑に小学校に引き継ぐために、幼児教育の充実を図る方向性です。

教育基本法 ～ 幼児教育関係部分抜粋～

（ 幼児期の教育 ）

第 1 1 条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



【5枚目】

次に、平成18年12月28日に改正された、教育基本法です。60年ぶりに改正されたこの教育基本法では、**幼児期の教育に関する規定が新設**されました。ここでは、**幼児期の教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることが規定**されています。

幼児期の教育の主体には、幼稚園をはじめとして、家庭や保育所が含まれます。また、幼児期の教育の重要性については、発達心理学の面からだけでなく、脳科学の面からも解明が進みつつあります。

学校教育法 ～幼稚園の目的・目標～

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、**幼児の健やかな成長のために**適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条の目的を実現するため、次に掲げる目標達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な**基本的な**習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 **集団生活を通じて**、喜んでこれに参加する態度を養うとともに**家族や身近な人への信頼感を深め**、自主、自律及び協同の精神並びに**規範意識の芽生えを養うこと**。
- 3 身近な社会生活、**生命及び自然に対する興味を養い**、それらに対する正しい理解と態度及び**思考力の芽生えを養うこと**。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、**相手の話を理解しようとする態度を養うこと**。
- 5 音楽、**身体による表現、造形等**に親しむことを通じて、**豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと**。

要領 P. 6

6

【6枚目】

さらに、平成19年6月に改正された学校教育法です。ここでは、幼稚園の規定順、幼稚園の目的や目標などが改正されました。先ほど(4枚目の資料で)、発達や学びの連続性が重要と説明しましたが、同様の考え方に基づき、学校教育法における幼稚園の規定順を学校種の中で一番最初に規定しなおしました。

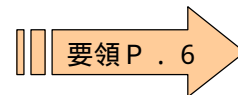
また、第22条の目的において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして」と規定してあります。しかし、注意していただきたいのは、従来から変わっていない規定です。従来同様、**幼児の発達の特性を踏まえ**、「**幼児を保育し**」と規定し、「**適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする**」と規定してあります。これらの規定は、小学校以降の規定とは異なるものであり、幼稚園の特性が示されています。「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ということも、義務教育の前倒しを意味するものではなく、従来同様、幼稚園としての保育、つまり環境を通じた教育を行うことにより、義務教育だけではなく、その後の教育の基礎を培うものであることに留意していただきたい。

第23条の幼稚園教育の目標についての詳しい説明は省略しますが、社会状況や幼稚園教育の変化を踏まえ、見直されました。各幼稚園の教育は、この学校教育法第23条で定める目標を達成するよう行われるものとするということです。

学校教育法 ～子育ての支援・預かり保育～

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。



7

【7枚目】

さらに、学校教育法第24条には、家庭及び地域における幼児期の教育の支援として子育ての支援が、第25条には「その他の保育内容」として預かり保育に関する規定が新設されました。



幼稚園教育とは？

8

【8枚目】

では、そもそも幼児期における教育の中で、幼稚園教育とはどのようなものでしょうか。幼稚園教育要領に少し触れながら説明します。

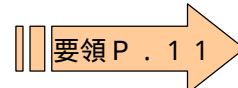
幼稚園教育の特質

「環境を通して行う教育」を基本とする

幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開
(幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく)

遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること
(「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」)

一人一人の発達の特性に応じること



環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

9

【9枚目】

幼稚園教育は、幼稚園教育要領第1章総則の幼稚園教育の基本の、第1段落の終わりの方に示しているとおり、「環境を通して行う教育を基本」としています。

教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児とともによりよい教育環境を創造するように努めるものとした上で、次の3つの事項を重視して教育を行わなければならないとしています。

幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開

遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること

一人一人の発達の特性に応じること

以上3つです。

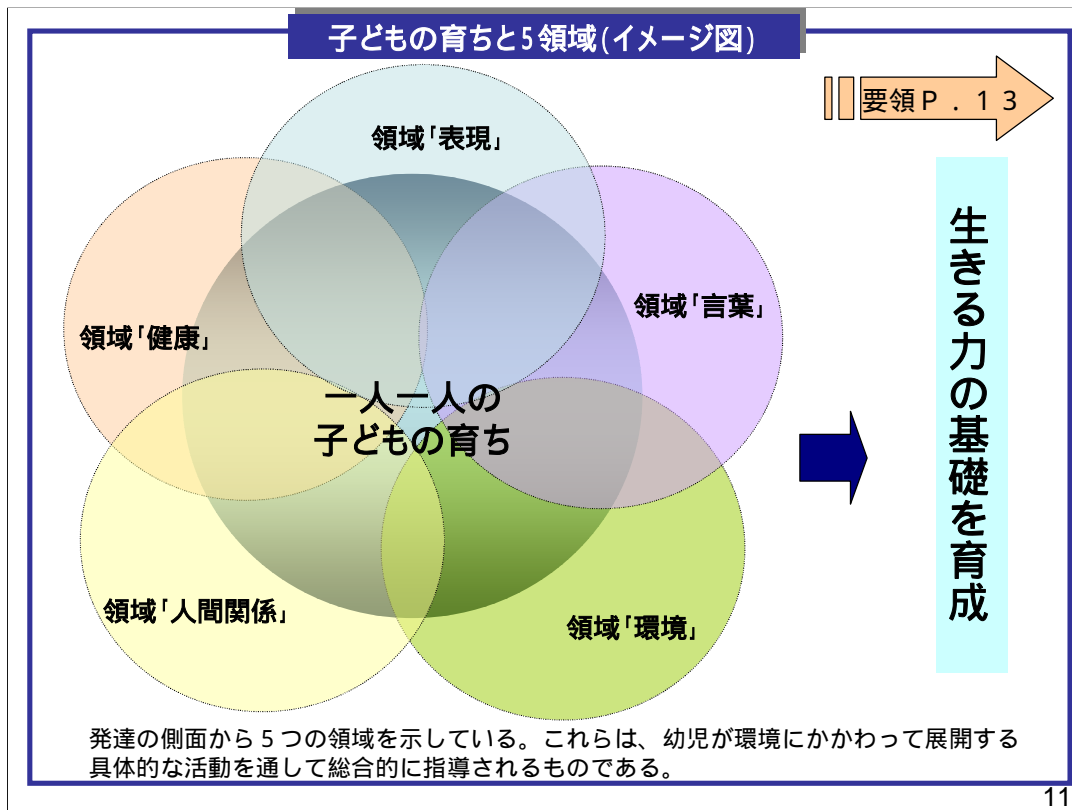
5 領域

- 健康**：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 人間関係**：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
- 環境**：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 言葉**：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 表現**：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

10

【10枚目】

幼稚園教育要領の、第2章ねらい及び内容の冒頭(第1段落)をご覧ください。、ねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情・意欲・態度などを示し、内容はねらいを達成するために指導する事項であると書かれています。また、これらを幼児の発達の側面から、領域「健康」、領域「人間関係」、領域「環境」、領域「言葉」、領域「表現」という5つの領域でまとめ、示したものとあるわけです。



【11枚目】

続いて、第2章ねらい及び内容の第2段落をご覧ください。第2章に示す内容は、**幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない**、と強い言葉で書かれています。このことにより、**幼児は心身の調和のとれた発達が促されていき、生きる力の基礎を培うわけ**であります。

遊びを通した総合的な指導 ～ものを転がして遊ぶことを楽しむ～

* 様々な斜度、素材で試す

* 転がり方(摩擦・回転など)に関する発見

* 友達と
かかわる

* 順番にする

* 意見の対
立と葛藤

* 片付けを
する



* 互いに観察
する

* アイデア
を出し合う

* 友だちに説
明する

* 友だちに
話す

教師は、子どもの知的好奇心、興味や関心を喚起し、子どもと「もの」や「人」、「状況」とのかかわりがより豊かになるように環境を構成し、援助していく。

12

【12枚目】

では、**総合的な指導**とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。この写真は、文部科学省の説明でよく使われるものですが、「ものを転がして遊ぶことを楽しむ」という場面を取り上げて説明します。

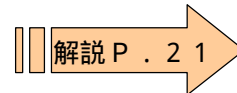
この場面で子どもたちは、友達と一緒に転がして遊ぶことを通して、友達とかかわる、順番にする、アイデアを出し合うなど、様々なことを学んでいます。このように、遊びには各領域が相互に絡み合った内容が含まれています。ただし、学ぶ内容については、年齢や生活経験、その場の幼児の状況などによって異なりますので、実際の保育の展開に当たっては、幼児の発達の時期・興味や関心に沿った環境の構成が大切です。また、これは例示ですので、各幼稚園において創意工夫して活動を展開することが望まれます。

幼児の主体性と教師の意図

「**幼児の主体性**」と
「**教師の意図**」とを
バランスよく絡ませていく



発達に必要な体験



13

【13枚目】

ここで大切なことは、**幼児の主体性と教師の意図とをバランスよく絡ませていく**ことです。このことは、**教育要領解説のP. 21**に説明があります。

(2)のあとをご覧ください。(幼稚園では、**幼児が自ら周囲に働き掛けてその幼児なりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとする意欲や豊かな心をはぐくむことを目指しています。**これは教師が計画したとおりに幼児を活動させることにより育てられるものではありません。**幼児が自ら周囲の環境に働き掛けて様々な活動を生み出し、それが幼児の意識や必要感、あるいは興味などによって活動が展開されることを通して育てられていく**ものです。しかし、**幼児をただ遊ばせているだけでは教育は成り立ちません。**教師は、**幼児が発達に必要な体験ができるよう環境の構成を工夫しなければなりません。**)

幼児の主体性と教師の意図がバランスよく絡むことで、幼児は発達に必要な体験をしていきます。



幼稚園教育要領の改訂

14

【14枚目】

それでは、いよいよ**幼稚園教育要領改訂**についてです。はじめに、幼稚園教育の課題、改訂の基本的な考え方、改訂の概要に触れてから第1章に入ります。

解説の関連ページも示していますので、ご確認願います。

幼稚園教育における課題等

近年子どもの育ちが変化している

- ・ 基本的な生活習慣の欠如
- ・ 食生活の乱れ
- ・ 自制心や規範意識の希薄化
- ・ 運動能力の低下
- ・ コミュニケーション能力の不足
- ・ 小学校生活にうまく適応できない

幼稚園の機能を生かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援や預かり保育の教育活動としての適切な実施が求められている。

15

【15枚目】

幼稚園教育の課題については、近年子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されています。また、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう、幼稚園の機能を生かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められています。さらに、いわゆる預かり保育を実施する幼稚園が増加しており、幼稚園の教育活動としての適切な実施が求められています。

幼稚園教育要領改訂の基本的な考え方

旧要領から引き継
がれた内容

+

改訂内容

幼稚園教育の一層の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行うという**基本的な考え方を充実発展させていく。**

16

【16枚目】

まず、幼稚園教育要領の改訂に当たり、つい改訂したところに目がいきがちですが、**重要なことは、幼稚園教育の基本的な考え方は新しい幼稚園教育要領にも引き継がれていくことです。**その上で、従来の幼稚園教育要領で規定していた内容に加え、子どもの育ちの変化や幼稚園に求められている役割に対応し、その内容を充実発展させていくということです。

幼稚園教育要領改訂の概要

教育課程は
どこが変わるの？

【発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

- 幼小の円滑な接続 -

幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることの明確化
幼稚園と小学校の教師が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めること、幼児と児童の交流を図ること
協同する経験を重ねること(幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していく)規範意識の芽生えを培うこと(体験を重ねながらきまりの必要性に気づく)

- 子どもや社会の変化への対応 -

多様な体験を重ねる中で、それら一つ一つの体験の関連性を図ること
言葉による伝え合いができるようにすること
友達とともに遊ぶ中で、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うこと
体を動かすこと、食に関する活動を充実すること
表現に関する指導を充実すること
自信をもって行動できるようにすること

【幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

心のよりどころとしての家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること
家庭と連携しながら、基本的な生活習慣が身につけられるようにすること
家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるようにすること

17

【17枚目】

このことを踏まえ、中教審で、改善の方向性として大きく3つの柱が示されました。

1つ目は、**発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実**です。子どもたちの発達は、幼児期とそれ以降で連続しています。そのため、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園教育の成果が小学校教育につながっていくことが大切です。また、先ほど申し上げたとおり、近年子どもの育ちの変化が指摘されており、このような子どもや社会の変化に対応し、幼稚園教育を充実することが大切です。つまり、子どもや社会の変化に対応して幼稚園教育を充実する、そして、幼小連携などを通して、充実した幼稚園教育の成果が小学校につながっていくということです。

2つ目は、**幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実**です。幼児期の教育は、大きくは家庭と幼稚園で行われます。(家庭は、愛情としつけを通して幼児の成長の最も基礎となる心の基礎を形成する場です。一方、幼稚園は、これらを基盤にしなが、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教師に支えられながら、幼児期なりの生活の豊かさに出会う場です。)これらは連続的に営まれており、両者の連携が取られ、幼児への教育が全体として豊かなものになって初めて、幼児の健やかな成長が保障されます。

幼稚園教育要領改訂の概要

教育課程以外にも何か変わるの？

【子育ての支援と預かり保育の充実】

子育ての支援については、相談、情報提供、保護者との登園の受け入れ、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること

預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮すること。その上で次の点に留意すること

- ・教育課程の活動を考慮し、幼児にふさわしい無理のないものとする
こと。教育課程の担当者との緊密な連携を図ること
- ・家庭や地域での生活を考慮し、預かり保育の計画を作成すること
- ・家庭との緊密な連携を図り、保護者の意識を高めること
- ・地域や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえること
- ・適切な指導体制を整備し、教師の責任と指導の下に行うこと

18

【18枚目】

3つめは子育ての支援と預かり保育の充実です。先ほども申し上げたとおり、幼稚園の機能を生かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められているとともに、預かり保育は幼稚園の教育活動としての適切な実施が求められており、その充実が必要です。

改訂前

第1章 総則

- 1 幼稚園教育の基本
- 2 幼稚園教育の目標
- 3 教育課程の編成

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 指導計画作成上の留意事項

- 1 一般的な留意事項
- 2 特に留意する事項

幼稚園教育の目標の削除
学校教育法23条に、改正
された目標が規定されている。

改訂後

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など**

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

- 1 一般的な留意事項
- 2 特に留意する事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

【19枚目】

具体的な改訂内容です。まず、構成に変更がありますので、幼稚園教育要領の構成について説明します。大きく3点です。

学校教育法の改正を踏まえ、幼稚園教育要領の目標を削除しました。幼稚園教育要領の目標の(1)～(5)は削除となりますが、その内容は改正された学校教育法で既に明らかにされています。

また、平成10年度改訂版で幼稚園教育の目標で示していた文言「幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。」については、第1章の「第1 幼稚園教育の基本」及び「第2 教育課程の編成」の中に盛り込まれています。従って、幼稚園教育の目標は、基本的に要領の改正前後で変わりません。

また、第1章第3に新たに預かり保育と子育ての支援に関する規定を設けました。

さらに、第3章を、教育課程に関する第1と預かり保育と子育ての支援に関する第2に分けました。

教育基本法第11条の改正を踏まえ、幼稚園教育の基本に「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」を規定

要領

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

【20枚目】

では、第1章総則についてです。第1章は第1から第3までありますが、第1幼稚園教育の基本の冒頭に、「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、」という文章が入りました。これまでも同様な趣旨は、総則の中の「幼稚園教育の目標」の中で示していましたが、教育基本法第11条に「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことが規定されたことを踏まえ、冒頭に示しました。

遊びを通じた教育は引き継がれる

幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確化

生涯にわたる教育の基礎を培う

要領

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す**幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活**を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する**幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない**。**幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。**

解説 P. 43 ~ 46

----- 点線部は旧幼稚園教育要領の幼稚園教育の目標から移動

【21枚目】

第1章 第2 教育課程の編成 の改訂についてです。

第1段落のおわりの方です。解説では、P. 43 囲みの中5行目、「幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。」についてです。これは、幼稚園で小学校教育の前倒しを行うというものではありません。解説P. 45の4行目あたりに説明してありますが、幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育をしっかりと行うことにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることについて、幼稚園教育要領で明確に示したものです。解説P. 45の中ほど途中から書いていますが、幼稚園では、第2章に示す「ねらい」が総合的に達成されるよう教育を行うことにより、生きる力の基礎を育成している。そして、その成果が小学校につながり、より豊かな小学校生活が送れるようになります。なお、幼稚園教育は、義務教育の基礎を培うことはもとより、義務教育以降の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎を培う重要なものです。

例えば、幼稚園においては、幼児はそれぞれの興味や関心に応じ、直接的・具体的な体験などを通じて幼児なりのやり方で学んでいくものであり、小学校以降の学習と異なり、教師があらかじめ立てた目的に沿って、順序立てて言葉で教えられ学習するものではありません。幼児が、遊びを通じて、学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事にかかわろうとする気持ちをもつようになる過程こそ、小学校以降の学習意欲へとつながり、さらには、社会にでてからも物事に主体的に取り組み、自ら考え、様々な問題に積極的に対応し、解決していくようになっていきます。幼児期に多様な体験をし、様々なことに興味や関心を広げ、それらに自らかかわろうとする気持ちをもつことは、幼児期からはぐむことが重要です。

【預かり保育】

- 地域の実態や保護者の要請を踏まえ、幼稚園の裁量により実施
- 対象者は幼稚園児
- 教育活動の一貫

学校教育法第22条及び第23条、幼稚園教育の基本を踏まえ実施

要領

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。

解説 P . 5 6

22

【22枚目】

第1章第3を新設と言いましたが、総則で新たに規定した内容です。

第1章第3の「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者を対象に行う教育活動」とは預かり保育のことです。ここで示したのと同趣旨のことは旧要領の第3章の中でも示しています。預かり保育は、地域の実態等に応じて行われるものであり、全ての幼稚園で行われるものではありませんが、実施する幼稚園も多く、また園児を直接対象にしたものであり、教育課程との関係も深いものであるので、幼稚園の教育活動の一環として、その基本的な考え方を総則に示しました。解説では、P. 56に説明があります。

預かり保育は、園児を対象に行う幼稚園の教育活動であり、学校教育法第22条及び第23条並びに、幼稚園教育要領 第1章の幼稚園教育の基本を踏まえて行われるべきものです。(預かり保育は、必ずしも教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではないが、幼稚園の教育活動として適切な活動となるよう、学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼稚園で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切です。)

【子育ての支援】

- 家庭や地域における幼児期の教育の支援に努める
- 幼稚園の目的の達成に資する

学校教育法第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、**その心身の発達を助長することを目的とする**

要領

また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。 || 解説 P. 57

23

【23枚目】

また「家庭や地域における幼児期の教育の支援」は、いわゆる子育ての支援のことです。子育ての支援は、直接園児を対象にするというより、家庭や地域の活動を支援し、それを通じて子どもの育ちを支援しようとするものです。解説では、P. 57です。

子どもは信頼する大人の影響を受ける存在であり、幼児期には、信頼する大人、特に保護者の影響を強く受けます。そのため、保護者が安定した気持ちで幼児を育てていくことは、幼児の健やかな成長にとってとても重要なことである。また、幼稚園では幼児の情緒の安定を大切にしていますが、そのためには、幼児が保護者との温かなつながりに支えられることが大切です。つまり、子育ての支援は幼稚園の目的の達成に資する活動でもあるといえます。

詳しい内容は、第3章の預かり保育と子育ての支援と一緒に説明します。

これで、第1章の改訂についての説明を終わります。

【食に関する活動の充実】

解説 P. 65 ~ 66

解説 P. 75 ~ 76

内容 ● 先生や友達と食べることを楽しむ

内取 ● 次のことなどを通じて、進んで食べようとする気持ちが育つようにする

・ 和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わう

食べ物を身近に感じ、興味や関心を持ち、食べてみたいと思うようになる

・ 様々な食べ物への興味や関心をもつ

● 食に関する活動の際には、幼児の食生活の実情への配慮が必要

例：家庭での食生活、アレルギーなど

【24枚目】

第2章ねらい及び内容 に入ります。

領域「健康」の改訂についてです。

まず、食育に関する事項についてです。解説では、P. 65をご覧ください。内容(5)幼児が先生や友達と食べることを楽しむこと、を新しく示しました。食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。解説P. 66中ほどに書いていることですが、幼児は、教師や友達と会話を交わしながら、一緒に食べるという雰囲気に慣れていき、みんなと一緒に食べるのが楽しめるようになっていきます。

そして、関連して解説P. 75の内容の取扱い(4)で次のとおり示しました。教師は、和やかな雰囲気をつくり、幼児が教師や友達と楽しく食べることができるよう環境を構成することが大切です。また、幼児が、様々な食べ物への興味や関心をもてるようにすることも大切です。

内容(5) 先生や友達と食べることを楽しむ。

内取(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

【25枚目へ】

また、解説P.75～76の要点を述べます。例えば、**幼児が自分で野菜を育てる体験を通じて興味や関心をもち、その野菜を食べてみたいと思うかもしれません。**食べる喜びや楽しさ、様々な食べ物への興味や関心を通じて、**幼児の中に進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切です。**食に関する指導に当たっては、家庭での食生活やアレルギーなど、**幼児の食生活の実情への配慮も必要です。**また、いろいろな食べ物に興味や関心をもったり、楽しんで食べたりしているうちに、**幼児たちの中に、食べ物の大切さや食べ物への感謝の気持ち、ひいてはおいしいものをつくってくれた人への感謝の気持ちなどが芽生えてくるのではないのでしょうか。**このように、食に関する指導は、いろいろなことにつながっていくのではないのでしょうか。

自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する

要領

内容(8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。

解説 P. 68

26

【26枚目】

領域「健康」の内容(8)の「見通しをもって行動する」についてです。解説では、P. 68までもどります。P. 69の2段落目に書かれていることに着目します。例えば、十分に遊んだ後の満足感が次の活動への期待感を生み出し、片付けなどの必要性が幼児に無理なく受け止められ、幼児の意識の中でつながりが芽生え、幼稚園生活の大まかな予測をもてるようになり、幼児は、時間の流れや場の使い方などを予測して生活できるようになっていきます。そして、幼児自身が、次第に生活に必要な行動について見通しをもち、自立的に行動できるようになっていきます。

十分に体を動かす気持ちよさを体験



自ら体を動かそうとする意欲が育つようにする

要領

内取(1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

解説 P. 71 ~ 72

27

【27枚目】

領域「健康」の内容の取扱い(1)の改訂です。P. 71です。旧要領でも、「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」など、遊びを通して体を動かすことに関する指導を行ってききましたが、近年の子どもの運動能力の低下への指摘など踏まえ、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすることについて示しました。解説では、P. 71の下から2行目に書いてありますが、心と体の健康は相互に密接な関連をもち、一体となって形成されているということです。P. 72の3行目にとびますが、幼児が自分の存在を教師や友達に肯定的に受け入れられると感じられるとき、生き生きと行動し、自分らしさを素直に表現するようになり、その結果、意欲的な態度や活発な体の動きを身に付けていきます。このことを踏まえ、心と体の調和がとれた発達を一層促すためには、3段落目の、また、のあとにあります。幼児の内面から体を動かそうとする意欲がわいてくるのが大切であり、その意欲を養うためには、幼児自身が体を動かす気持ちよさを実感することが大切です。教師は幼児が自然に体を動かしたくなるような環境の構成を工夫することが大切です。

基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の家庭での生活経験に配慮すること

配慮事項の追加

要領

内取(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、**家庭での生活経験に配慮し、**幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

|| 解説P. 76

28

【28枚目】

領域「健康」の内容の取扱い(5)の改訂です。まとめますと、幼児が基本的な生活習慣を身につけていくためには、教師は、家庭との情報交換などを通じて、**幼児の家庭での生活経験を知った上で**、一人一人の幼児の実情に応じた適切な援助をすることが大切です。その際、**幼稚園と家庭が連携し、基本的な生活習慣の形成に当たって必要な体験や適切な援助などについて共通理解を図ることが大切**ということです。

(旧要領)

進んで身近な人と

かかわり

(新要領)

身近な人と親しみ、

かかわりを深め

要領

ねらい(2) 身近な人と親しみ、かかわり
を深め、愛情や信頼感をもつ。

(旧) 進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。

解説 P. 79

29

【29枚目】

領域「人間関係」の改訂にうつります。ねらい(2)に「かかわりを深め」が付加されました。

近年、対人関係をうまく築くことができないなどの課題が指摘されています。人とかかわる力を育て、愛情や信頼感をもつような人間関係を形成していくためには、身近な人と単にかかわるだけではなく、時には幼児同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験を重ねながらかかわりを深めていくことをねらいとしました。

【協同する経験を重ねること】

友達と遊ぶ中で、自分達で目的を見いだすなど

- 内容 ● 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだす
- 友達と工夫したり、協力したりなどする

- 内取 ● 自ら行動する力を育てる
- 友達と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさを味わう
- 共通の目的が実現する喜びを幼児が味わう

協力する
いざこざや折り合い
役割分担
等

解説 P. 87 ~ 88

解説 P. 96 ~ 97

【30枚目】

領域「人間関係」協同する経験を重ねることについては、内容(8)と内容の取扱い(3)を規定しました。平成17年の幼児教育に関する中央教育審議会答申でも、幼稚園教育と小学校教育の接続の観点から、「協同的な学び」が取り上げられています。協同とは、同じイメージや目的を見出して協力することです。

要領

内容(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。

内取(3) 幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

解説 P. 87 ~ 88

解説 P. 96 ~ 97

31

【31枚目】

解説のP. 96最後の行から説明があります。幼稚園では子どもたちが自ら何をしたいかを見つけていくことを大切にしています。そこから、幼児同士がかかわりあって、みんなで作ってみたい目的が生まれ、工夫したり、協力したりするという活動が展開されます。みんなで一緒に活動する中で、自分の思いを伝え合い、話し合い、新しいアイデアを生み出したりなど、自分の役目や役割を考えて行動したり、力をあわせて協力するようになります。

また、みんなで一緒に活動する中では、自分の思いと友達の思いが異なることもあります。それぞれの思いを伝え合い、時には対立し、ある部分は友達の思いを受け入れたりしながら活動を展開していくこともあります。このように、幼児同士が力をあわせて協力したり、時には対立して友達の思いを受け入れたりなど、幼児同士が試行錯誤しながら活動を展開していきますが、大切なことは、幼児自身が活動自体を楽しむことです。共通の目的は実現したり実現しなかったりします。実現しなかった場合でも、幼児が活動そのものを楽しんでいれば、またみんなで一緒に活動しようという気持ちになります。また、共通の目的が実現した場合、その喜びを十分に味わうことが次の活動につながります。なお、**協同の経験を重ねる**際に注意しなければならないのは、共通の目的を実現することが活動の目的ではないということです。

そして、単に友達と一緒に活動しているということにとどまらず、一緒に活動する幼児同士が、**目的を共有**し、一人では得られないものに集中していく気分を感じ、つまり友達との一体感や友達同士が共鳴しあい新たな何かが生み出されることを感じたりして、その中で工夫し合ったり、**力を合わせて**問題を解決したりして、自分も他の幼児も生き生きするような関係性を築いていくことです。そのため、教師は、一緒に遊ぶ人数にかかわらず、一人一人の幼児が十分に自己発揮しながら、他の幼児と多様なかかわりがもてるように援助し、幼児が遊ぶ中で、共通の願いや目的が生まれ、工夫したり、協力したりする楽しさを十分に味わえるようにすることが大切です。

物事をやり遂げようとする気持ちをもつ

いろいろな遊びを楽しみながら
・教師の適切な援助 等

要領

内容(4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

(旧) 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

解説 P. 83

32

【32枚目】

また、協同する経験を重ねることを新たに内容(8)に示したことなどに伴い、旧要領の領域「人間関係」の内容(7)を整理し、内容(8)と内容(4)に分けました。これは、友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちに加え、教師の適切な援助の下、遊びを楽しみながら一人でも物事をやり遂げようとする気持ちをもつことも大切であることを踏まえ改訂しました。解説では、P. 83の下から7行目の後半に書かれています。教師は幼児の心の動きを感じ取り、幼児がその物事をやり遂げなければならないという重圧を感じるのではなく楽しみながらやり遂げられるようにすることが大切だということです。

教師や他の幼児に認められる体験



自信をもって行動できるようにする

要領

内取(2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児は其中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかわる力を育てていくようにすること。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。

解説 P. 94 ~ 96

33

【33枚目】

領域「人間関係」の、内容の取扱い(2)「自信をもって行動できるようにすること」についてです。解説では、P. 94からになります。

自信をもつためには、幼児が、教師や友達とのかかわりの中で、自分らしさを表現し、自分の言動が認められたと感じることが大切です。そのような体験を繰り返していく中で、幼児は自信をもって行動できるようになっていきます。

幼児が自信をもって行動できるようになるためには、「よくできたね」と言葉でほめるだけでなく、まず、教師が幼児の心の動きを感じ取り、幼児自身がありのままの自分を教師に認められていると感じたり、教師に自分もつ力を信じてもらえていると感じることが大切です。その上で、教師が幼児に適切な援助をしていくことが大切です。

互いに思いを主張し、自分の思いが受け入れられず、
折り合いをつける体験
ルールを決めて遊ぶとより楽しく遊べる体験 等

体験を重ねながらきまりの必要性に気付き、
自分の気持ちを調整する力が育つようにする

要領

内取(5) 集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

【34枚目】

領域「人間関係」の、内容の取扱い(5)「規範意識の芽生え」についてです。新しく付加されたところです。(解説P.99(5)参照)。大人になって社会生活を営んでいく上では、当然、いろいろなきまりがあります。きまりは大人にとってはごく当たり前のもののように感じますが、初めて集団の生活を経験する幼児にとっては、必ずしもそうではありません。幼稚園という集団の生活を通じて、体験を重ねながら次第に規範意識の芽生えが育っていきます。

規範意識の芽生えが育っていくには、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己発揮することが大切です。幼児が不安であったり自分を発揮できていなかったりすると、自分の行動などをより適切なものにしていこうという気持ちはもてません。教師などから受け入れられ、教師などが自分のよい行動を認め喜んでいと感じるからこそ、そのような行動をしようという気持ちになります。

また、幼児が、きまりを守る背景には、友達と楽しく遊びを続けたいという思いがあります。教師は、幼児のその思いを大切に、「このきまりを守りなさい。」と一方的にいうのではなく、幼児同士がお互いの思いを主張して自分たちで約束やルールを作り、それを守らないと友達に受け入れられない体験や決まりを守ることさらに楽しく遊ぶことができる体験などを通して、幼児自らがきまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力が育つように援助することが大切です。(P.100参照)

家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする

(旧)親

(新)親や祖父母などの家族

要領

内取(6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

下線箇所以外の改訂は文言の整理

解説 P. 101 ~ 102

35

【35枚目】

次に、領域「人間関係」の内容の取扱い(6)「また、生活を通して親の愛情に気付き、親を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。」の「親」を「家族」に広げることについてです。解説では、P. 101です。

ここで大切なことは、**幼児の心のよりどころとしての家族とのつながり**です。P. 102の最後の方に書いてありますが、幼稚園での活動や家族への働きかけなどを通じて、幼児と家族との愛情よりよい関係を育み、(愛情を感じていれば、)幼児の情緒の安定をはかり、幼稚園生活の中で安心して自己発揮できるようにすることが大切であり、このことは旧要領と同じです。家族は祖父母等とありますので、兄弟含め同居以外の家族も含んでとらえてください。

他の幼児の考えに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わう



自ら考えようとする気持ちが育つようにする

他の幼児のしていることを見たり、考えを聞いたりして、刺激を受け、自分の中に新しい考えが浮かぶ 等

「自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること」などは旧要領にもあり

要領

内取(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。

解説 P . 114

36

【36枚目】

領域「環境」の改訂についてです。内容の取扱い(1)にかかわる「思考力の芽生え」についてです。解説では、P.114になります。旧要領でも思考力の芽生えに関する内容はありますが、これに加えて指導を充実するものです。P.115の3段落目、幼児一人一人によって環境とのかかわり方は異なっており、興味や関心、発想の仕方、考え方なども異なっています。幼稚園生活の中で、幼児は、自分とは違った考え方をする友達が試行錯誤している姿を見たり、その考えを聞いたり、友達と一緒に試したり工夫したりします。その中で、幼児は友達の考えに刺激を受け、自分だけでは発想しなかったことに気付き、新しい考えを生み出します。

例えば、遊びはちょっとした工夫でさらに楽しいものになります。自分だけでは発想しなかったことに、友達のふとした発言で気付いたりします。そして、その発言がきっかけとなって、さらに遊びを工夫していき、遊びが発展していきます。そうして、幼児は工夫することの楽しさや喜びを感じます。このような体験を繰り返して、幼児は、考えることの楽しさや喜びに気付き、自ら考えようとする気持ちが育ちます。内容の取扱い(1)では「幼児が、周囲の環境とかかわり(中略)自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること」とあります。この「環境」には、幼児同士がかかわりあう中で物事の法則性に気付くなど、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすることも含まれています。

今回の改訂では、幼稚園教育が、集団での生活を通して、幼児同士が刺激し合いながら成長していくことを踏まえ、従来から含まれている内容ではあるが、「特に」として、幼児同士のかかわり中で考えようとする気持ちが育っていくことについて規定しました。

【言葉による伝え合い】

伝え合いには2つの要素が必要

- 自分の思いを言葉で伝えること
- 相手の話を興味をもって注意して聞き、次第に理解するようになること

「言葉を交わす喜びを味わえるようにすること」などは旧要領にもあり

要領

内取(2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。

解説P. 131

37

【37枚目】

領域「言葉」の、内容の取扱い(2)に関して、「言葉による伝え合い」についてです。答申でも、言語活動の充実がいられています。旧要領でも、話すことの大切さが十分記述されていますし、聞くことや言葉を交わす喜びについても記述されています。しかし、伝え合いができるようになるためには、相手の話を理解できることが大切です。これは、教師や友達の話や言葉を幼児に理解させようという指導を促すものではありません。まず大切なことは、幼児自らが相手の話の内容を理解したいという気持ちをもつことです。

解説P. 131真ん中あたりに詳しく書かれています。…また、相手に自分の思いを伝えるだけでなく、(幼児は)教師や友達の話や言葉を聞く中で、その思いに共感したり、自分のこととして受け止めたりしながら、熱心に聞くようになっていきます。例えば、相手の話が面白いと、その話に興味をもち、目を輝かせて聞き入ります。また、時には友達とのいざこざなどを通じて、そのときの相手の気持ちや行動を理解したいと思い、必要感をもって聞くこともあります。このような体験を繰り返す中で、自分の話や思いが相手に伝わり、また、相手の話や思いが分かる楽しさや喜びを感じ、次第に伝え合うことができるようになっていくということです。

【表現する過程を大切にして自己表現が楽しめるように工夫】

●遊具や用具を整える 旧要領にもあり

●他の幼児の表現に触れられるよう配慮

新要領で新たに規定
他の幼児と一緒に表現活動をしたり、他の幼児の表現を見たり聞いたりして、刺激を受けて、自分の表現がより豊かになる

要領

内取(3)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

解説 P. 146

38

【38枚目】

領域「表現」にうつります。内容の取扱い(3)です。解説ではP.146をご参照下さい。

表現する過程を大切にして自己表現が楽しめるように工夫することについてです。表現で大切なことは、自分なりの表現であることです。

まとめて言いますと、自分なりの表現をするときに、できあがりの見栄えがよいというような結果だけではなく、表現する過程自体を幼児が楽しめるように工夫することが大切です。また、幼児が自己表現を楽しめるようにするには、表現する意欲を発揮させることができるような遊具や用具などを整えることに加え、友達の表現に触れることも大切です。友達の表現に心を動かされ、幼児同士の表現が影響し合い、自分なりの表現が更に豊かになっていくということです。

以上で、第2章を終わります。

入園から修了までの生活に配慮事項を追加

● 入園当初への配慮

(旧要領)

(新要領)

3歳児の入園 → 入園当初、特に3歳児の入園

● 認定こども園である幼稚園は、入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること

これまでは家庭と幼稚園との接続への配慮を規定。

解説 P. 171 ~ 172

【39枚目】

第3章の 第1 指導計画作成上に当たっての留意事項 の、1 一般的な留意事項 は9つありますが、その(3)入園から終了までの生活に関する配慮事項 にうつります。解説では、P. 166からです。幼稚園入園当初は、年齢にかかわらず、家庭との連携が重要です。まず、その大原則を示した上で、発達の過程を考慮し、3歳児の入園当初については、さらに家庭との連携が重要であることを示しています。幼稚園教育要領は、各内容が発達段階に応じて示されていませんし、解説にも発達段階に応じて具体的に示されたところは少ないのですが、新設された(3)についての解説では、P. 171に入園から修了までの姿とそれに応じた配慮について述べられています。

また、ここでは、認定こども園である幼稚園は、入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮することも示しました。一般的に、幼稚園入園前は家庭で過ごしている幼児が多いと思われ、そのことを前提に幼稚園教育要領の記述をしています。

要領

- (3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、**入園当初**、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、**認定こども園**（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）**である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。**

【40枚目】

(3)のおわりの方になりますが、認定こども園では、幼稚園入園前から同じ施設で過ごしています。そのため、幼稚園入園前の認定こども園における幼児の生活経験に配慮した指導計画の作成に留意することを記述しています。

【体験の多様性と関連性】

● 多様な体験をすること

数多くの体験ではなく、
質的に多様な体験

● 一つ一つの体験が相互に結びつくこと

心を動かされる体験は幼児自身の中に定着し、一つの体験
がその後の体験につながりをもつ。例えば、

- ・ 次の活動への動機付け
- ・ 一定期間経た後に新たな活動の中に生きてくる 等

要領

- (4) 幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結びつき、幼稚園生活が充実するようにすること。

解説P. 174 ~ 177

41

【41枚目】

一般的な事項 (4)体験の多様性と関連性 についてです。答申でも、体験活動の充実がいられています。幼稚園教育はもともと体験を重視していますが、その内容の充実を図るものです。幼児が調和のとれた発達をしていくためには、偏りのない多様な体験が必要です。多様な体験とは、特別な体験や数多くの体験のことではありません。

例えば、積み木遊びをしたり、園庭で自然に触れたり、思い切り体を動かして遊んだり、絵本を読んだりなど、日々の幼稚園生活の中で多様な体験ができるようにしようということです。その際重要なことは、体験の質であり、その体験により幼児の内面の成長に繋がっていくことです。このようなことが生じるのは、幼児が心を動かされることによります。心動かされる体験、つまり情動や心情を伴う体験は、幼児が環境に心を引き付けられ、そのかかわりに没頭することにより得られます。そして、そのような体験は幼児の心に染み込み、幼児を内面から変えます。そして、その体験から幼児自身が何かを学び、そして新たな興味や関心が湧いてきます。このように、心動かされる体験は幼児自身の中に定着します。そして、次の活動への動機付けにもなるし、一定期間経た後に、新たな活動の中に生きてくることもあります。すなわち、一つの体験がその後の体験につながりをもつというように、体験と体験が関連してきます。それは、体験の深まりであり、広がりです。つまり体験と体験が相互に結びつき、つながっていき、子どもにとって流れが生まれてくるということです。そして、それぞれの体験が幼児にとって意味のある体験となります。

家庭との連携に当たって、次のことなどを通じて、
保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるよ
うにすること

- ・ 保護者との情報交換の機会
 - ・ 保育参加
- 等

幼稚園教育
幼児の発達の道筋
幼児とのかかわり方 等

要領

- (8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。□ 解説 P. 183 ~ 185

42

【42枚目】

一般的な留意事項の(8)家庭の連携に当たり保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるようにすることについてです。解説では、P. 183です。幼稚園では、幼児期の特性を踏まえた教育をしています。これは、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応すること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。このような特質を有する幼稚園の教育は、幼児の内面に働きかけ、一人一人のもつ良さや可能性を見いだし、その芽を伸ばすことをねらいとしています。周りから見ると、教師は子どもと一緒に遊んでいるだけに見えるかもしれませんが、教師は幼児一人一人が発達に必要な体験が得られるように配慮しながら、幼児が安心して周りの友達とかかわり、そして、人とかかわる力が育つようにしています。その他、幼児が、偏りなく多様な活動ができるように、事前に遊具を準備したり、幼児がいろいろなことに興味や関心がもてるように、幼児に声をかけたりもしています。こうした教師の力に支えられながら、幼児は調和のとれた発達をしていきます。

幼稚園教員と保護者との情報交換や保育参加などを通して、幼稚園教育について、保護者の理解を深めていくことが大切です。なぜなら、幼児が幼稚園で安心して過ごすためには、保護者と幼稚園との信頼関係が大切だからです。また、幼稚園教員は幼児期の教育の専門家です。情報交換や保育参加を通して、保護者が幼児期の教育の専門家がどのように幼児たちとかかわっているのか知ることが、保護者にとってもよいことではないでしょうか。特に、保育参加は、幼児教育の専門家が幼児とどのようにかかわっているのか間近で見ることができ、さらに体験することもできます。その体験を通して、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることができます。子どもにどのようにかかわっていけばよいかわからずに悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている保護者が増えています。情報交換や保育参加を通じて、保護者が幼児期の教育の理解を深め、子どもへのかかわりかたのヒントとなり、そのことが、子どものよりよい育ちにつながっていけばよいと思います。

【特別支援教育の充実】

特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。例えば、

- ・ 指導についての計画を個別に作成 個別の指導計画
- ・ 家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成 個別の教育支援計画

要領

- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、**特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。**

解説P. 190～192

43

【43枚目】

次に第3章 第1指導計画作成に当たっての留意事項の、2 特に留意する事項は5つあります。

まずは、その(2)の特別支援教育についてです。解説では、P.190です。

特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある幼児の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切です。

解説P.191の3段落目に書かれています。…例えば、障害のある幼児一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられます。また、障害のある幼児については、幼稚園生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられます。これらのことは特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの幼稚園や幼児の実態に応じた指導方法を工夫することが大切です。

障害のある幼児の指導に当たっては、何よりも幼稚園の教師が障害のある幼児に対する理解を深め、その教育についての知識と経験を豊かにすることが大切です。そのためには、例えば、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、幼稚園の教職員全体の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが重要ということです。

まずは、幼稚園の実態等を考慮し、できることから着実に取り組んでいただきたいと思います。

【幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続】

(旧要領)

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること

(新要領)

上記に加え、**幼稚園と小学校の連携を規定**

- 活動の例
- ・ 幼児と児童の交流
 - ・ 教師同士の意見交換や合同の研究会

幼児と児童の実態、指導内容、指導方法等について相互理解を深める 等

要領

- (5) **幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。**

解説P. 194 ~ 196

44

【44枚目】

特に留意する事項の(5)幼小の連携についてです。解説P.194です。

旧要領でも幼稚園教育と小学校教育の連携についてはあります。改訂では、次の2点などを通じて、幼稚園と小学校の連携を図るようにすることとしています。1点目が、幼児と児童の交流です。(この交流を通じて、幼児が小学校生活に期待をもったり、小学校のお兄さんやお姉さんに憧れたりして、幼児の遊びが豊かになることなどが考えられます。)

2点目が、教師同士の意見交換や合同の研究会です。これは、このような機会を通して、幼稚園と小学校の教員が、互いの教育内容や指導方法の違いや連続性を相互によく理解し合うことが大切です。生活科についても、幼稚園教育との接続を図る上で重要ですので、ぜひ、一読願います。

第3章 第2 教育課程に係る教育時間の
終了後等に行う教育活動などの留意事項

【預かり保育】

● 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動

夏休みや教育時間開始前などに行っている幼稚園があることを踏まえて改訂

● 幼児の心身の負担への配慮

要領

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。

解説 P. 197

45

【45枚目】

次に、第3章 第2 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項についてです。つまり、預かり保育と子育ての支援についての説明です。解説 P. 197からです。

まずは、1 預かり保育 から説明します。旧要領でも、第3章の特に留意する事項の(6)の中で預かり保育を行う場合、適切な指導体制の整備、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などへの配慮を求めています。今回、預かり保育は、地域の実態等に応じて行うものではありませんが、その実施園数が増えていることなどを踏まえ、従来の考え方を引き継ぎつつ、教育活動としての預かり保育の充実を図ろうとするものです。

預かり保育は、長時間幼稚園で過ごすことになるので、幼児の心身の負担に配慮することがとても大切です。また、教育課程に係る教育時間終了後の他、夏休みや教育時間開始前などに行っている幼稚園があることも踏まえ、「教育課程に係る教育時間終了後等」と「等」を加えました。

第3章 第2 教育課程に係る教育時間の 終了後等に行う教育活動などの留意事項

【預かり保育 ～留意事項～】

教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること



幼児の状態に応じた活動を展開するためには

教育課程に基づく活動と同じ活動の場合もあれば違う場合もある。

預かり保育の担当者と教育課程の担当者の緊密な連携が大切

要領

- (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、**幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。**

解説 P. 198

46

【46枚目】

預かり保育の留意事項(1)教育課程との関連ですが、預かり保育では、**幼児の状態に応じ、教育課程に基づく活動との関連を考えていくことが大切です。**解説では、P. 198です。「関連」とは、教育課程の活動と同じ活動を、預かり保育でも引き続き行うことではありません。幼児は、1日の中で教育課程の時間と預かり保育の時間の両方を過ごします。その両方の活動を独立して考えるのではなく、幼児の1日の流れとしてとらえることが大切です。そう考えると、幼児のその時々状況に応じて、預かり保育では教育課程の活動とまったく異なる活動をした方がよい場合もありますし、同じ活動をすることでより深められる場合もあります。

例えば、教育課程の活動でおにごっこをして、思い切り走りまわって疲れているのに、預かり保育でも思い切り体を動かして遊ぼうとなったら、子どもにとって負担が大き過ぎます。そのときは、預かり保育では、少しゆったりとくつろいで、1日の生活の流れのバランスをとってあげることが大切になってくるでしょう。一方、教育課程の時間に幼児が夢中になって遊んでいたら、預かり保育の時間でも同じ遊びをしたいと思うかもしれません。そのときには、無理に違う遊びをさせるのではなく、引き続き同じ遊びをした方がよい場合もあります。

大切なことは、**教育課程の時間に幼児は何をしていたのかを知り、預かり保育の時間の幼児の状態をしっかりとつかみ、その状態に応じた預かり保育の活動を展開すること**です。そのためには、解説P. 198の下の方に書いていますが、**教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師等との緊密な連携が必要です。**教育課程の担当者と預かり保育の担当者の共通の幼児理解のもと、連携して教育を行うことが大切です。

【預かり保育 ～留意事項～】

預かり保育の計画を作成するようにすること

作成の際

- ・ 家庭や地域での幼児の生活も考慮
- ・ 地域の様々な資源を活用しつつ、
多様な体験ができるようにすること

家庭や地域の生活の中で幼児が体験していることが体験できるよう配慮

要領

- (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。

解説 P. 199

【47枚目】

預かり保育の留意事項(2)預かり保育の計画の作成です。解説では、P.199にあります。預かり保育は、教育課程外の活動ですが、教育活動ですので、その教育活動についてのねらいや計画を作成することです。ここでいう預かり保育の計画とは、教育課程に基づく指導計画と同じようなものまで求めているではありません。何となく預かり保育をするのではなく、教育活動として適切な活動となるように、ある種のねらいを実現しようと計画を立てるように留意するということです。ただし、平日毎日預かり保育をしているところもあれば、月に2回のみというところもあるでしょう。実施状況が異なれば、おのずから預かり保育の計画も異なることになると思います。大切なことは、預かり保育が教育活動として適切な活動となるよう、ある程度の見通しをもって計画をたてるということです。

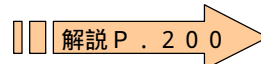
「家庭や地域での幼児の生活を考慮し」について説明します。預かり保育は、普通は午後から夕方ぐらいの時間だと思います。そうすると、多くの家庭では、幼稚園から帰って家庭の中でゆったり過ごしたり、おやつを食べたり、公園に行って遊んだり、近所のお兄さんお姉さんと一緒に遊んだりしています。P.199中ほどから書いてありますが、…このような家庭や地域での体験も、幼児の健やかな成長のためには必要な体験です。ですから、家庭や地域で幼児がやりそうなことを考えながら預かり保育の計画を立てて、行うことが大切です。そのときに、保護者など、地域の方の協力を得て家庭的な雰囲気をつくったり、地域の公園に行ったりなど、さまざまな工夫が必要となるでしょう。

【預かり保育 ～留意事項～】

- 家庭との緊密な連携を図るようにすること
- その際、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること

要領

- (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。
その際、情報交換の機会を設けたりするなど、
保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという
意識が高まるようにすること。



【48枚目】

預かり保育の留意事項(3)家庭との連携です。解説では、P.200です。幼児は家族からの愛情に支えられて成長していきます。幼児の健やかな成長のためには、幼稚園と家庭との連携や、幼稚園と保護者がともに子育てをしているというお互いの意識が大切なのです。そのために、幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態等について情報交換などを行うことが必要になります。そして、情報交換などを通じて、保護者の子育てに対する意識が高まっていくことが大切だと思います。

第3章 第2 教育課程に係る教育時間の
終了後等に行う教育活動などの留意事項

【預かり保育 ～留意事項～】

次のことを踏まえ、弾力的な運用に配慮すること

- ・ 地域の実態や保護者の事情
- ・ 幼児の生活リズム

要領

(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。

解説 P. 200 ~ 201

49

【49枚目】

預かり保育の留意事項(4)弾力的な運用です。解説では、P.200です。預かり保育については、実施日数が週に1回だったり4回だったり、終了時間が4時だったり6時だったり、地域の実態や保護者の事情に応じて様々です。そのため、実施日数や時間等は国が一律に決めるのではなくて、地域の実態等に応じて弾力的に行った方が望ましいと思います。

P.201の2段落目から、弾力的な運用に当たり、地域の実態や保護者の事情とともに大切なことは、幼児の健康な心と体を育てる観点から幼児の生活のリズムに配慮することです。このため、例えば、夕食や就寝時間が遅くなったりすることのないよう、活動時間を設定するなどの配慮が必要です。

【預かり保育 ～留意事項～】

- 適切な指導体制を整備
- 幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること

要領

- (5) 適切な指導体制を整備した上で、**幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。**

解説 P. 201 ~ 202

【50枚目】

預かり保育の留意事項(5)適切な体制整備です。同じく解説P.201にあります。預かり保育は教育活動ですので、適切な体制整備に留意することは、ある意味、当然のことといえます。P.201(5)の解説に書かれています。…預かり保育を実施するに当たっては、教育課程に対応する人員体制しかない場合には、新たな人員を確保するなど適切な指導体制を整えることが必要です。また、活動の実施方法としては、日ごとに担当者を決めたり、一定の者を担当者として決めたり、預かり保育の実施日数なども多様であるので、活動の実施方法も多様であると思います。実際に預かり保育をしている幼稚園では、非常勤の方を預かり保育の専任として配置している幼稚園も多くあると思います。場合によっては、保育士資格を有する者を活用したり、地域の育児経験者などを補助者とすることも考えられます。いずれの方法をとるにしても、**預かり保育が幼稚園の教育活動の一環として行うものであることを踏まえ、幼稚園教諭免許を有する幼稚園の教師の責任と指導の下に行うことが必要**です。また、指導体制として大切なことは、担当者の知識・経験・資格等を踏まえ、預かり保育の体制全体として幼稚園の教育活動として適切な体制を整備することです。

【子育ての支援】

- 相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を例示として追加
- 園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮

要領

- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、**園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ**、幼児期の教育に関する相談に応じたり、**情報を提供したり**、**幼児と保護者との登園を受け入れたり**、**保護者同士の交流の機会を提供したりするなど**、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

解説 P. 202 ~ 205

51

【51枚目】

最後になりました。第3章 第2の2 子育ての支援についてです。

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、子育てに不安を抱く保護者は多くいます。P. 202四角囲みのあとから、幼児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭や地域における幼児の生活を含め全体として豊かなものならなければいけません。このため幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められています。また、家庭や地域における活動を支援することが、幼稚園教育の充実にもつながるものと考えられます。

P. 203の2行目から、現在、幼稚園の子育ての支援は多岐にわたっています。(学校教育法第24条では相談、情報提供が例示されていましたが、この教育要領の中では、) **相談、情報提供、保護者・親子登園、保護者同士の交流の4つを例示**として挙げています。これらは例示ですので、各幼稚園が幼稚園の実態や地域の要望等に応じて創意工夫を行い、どのような子育ての支援を行うか考えていただきたいと思います。

P. 203の最後の行から、**子育ての支援は、幼稚園の園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象として行うことが大切です**。例えば、子育て相談や未就園児の親子登園などを通じて、未就園児と保護者との温かなつながりがより深まることは、幼稚園入園後の生活をより豊かなものとしていきます。さらに、未就園児の親子登園は、幼稚園への円滑な接続に資するという側面もあります。このような意義も踏まえ、幼稚園は、園児に限らず地域の幼児の健やかな成長を支えていくことが大切です。

また、**園内体制の整備及び関係機関との連携協力への配慮**についても触れています。地域の要望等に応じた子育ての支援を行うことができるよう園内体制の整備に配慮したり、保育所や児童相談所などの関係機関と連携協力に配慮したりして、より充実した子育ての支援が行われるとよいと思います。

P. 204の3段落目から、保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合の保護者支援については、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行っていくことも大切です。特に、保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関との連携が必要となります。また、各市町村などにおける要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の整備が進んでおり、幼稚園においても日頃からこの協議会を通じて連携体制を構築し、個別の虐待ケースへの対応についてもこの協議会における連携の下進めていくことが求められています。

これで、パワーポイントを使った改訂についての説明を終わります。(了)

解説について

第1章第2節 教育課程の編成

- ・教育課程の評価について記述

解説で追加した
主な内容

第2章第3節 環境の構成と保育の展開 (保育の展開における教師の役割)

- ・教師は、幼児理解とともに、幼児の身の回りの環境がもつ特性や特質について日ごろから研究し、実際の指導場面で必要に応じて活用できるようにしておくことについて記述

第3章第2節の2 入園から修了までの生活

- ・外国人や海外から帰国した幼児の受け入れの配慮について記述

52

【解説において、追加した主な内容について(PP52枚目)】

第1章第2節の教育課程の編成に、教育課程の評価について記述があります。学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、幼稚園は、幼稚園の教育活動その他の幼稚園の運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表すること、保護者などの幼稚園の関係者による評価(「学校関係者評価」)を行うとともにその結果を公表するよう努めること、自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告することが必要となります。文部科学省は、これらの法令上の規定などを踏まえ、平成20年3月24日に「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成しました。(その中では、幼稚園の実態に応じて重点的に取り組むことが必要な目標を設定し、その達成に必要な具体的な取組などを評価項目として設定し、その評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定することが示されています。具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各幼稚園が判断すべきことではありますが、その設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられます。幼稚園は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが期待されますが、)学校評価では教育課程もその重要な評価対象となります。その際には、教育課程・指導の分野から、幼稚園における学校評価ガイドラインを参考としつつ、目標を評価するに当たって適切なものを設定することが大切です。そして、編成、実施した教育課程が教育目標を効果的に実現する働きをするよう、改善を図ることが大切です。

第2章第3節環境の構成と保育の展開についてです。幼稚園教育では、幼児の主体性と教師の意図性をバランスよく絡ませていくことが大切です。幼児が主体的に環境とかかわる中で、どのような学びが得られるのかについて、教師が見通しをもって環境を構成することが大切です。そのためには、教師は、幼児理解とともに、幼児の身の回りの環境がもつ特性や特質について日ごろから研究し、その教育的価値について理解し、実際の指導場面で必要に応じて活用できるようにしておくことも大切です。その際には、それぞれの環境を大人の視点からとらえるのではなく、自由な発想をする幼児の視点にたつてとらえ、幼児がその対象とのかかわりを通して、どのような潜在的な学びの価値を引き出ししていくのかを予想し、その可能性を幅広くとらえておくことが大切です。教師は、環境を見る目を磨いておくことにより、実際の指導場面において、幼児の活動の広がりや深まりに応じて環境を構成することができます。このように、環境のもつ特性や特質について研究を重ねた教師が、計画的に、あるいはそのときの状況に応じて、幼児が発達に必要な体験ができるよう環境を構成していくことにより、幼児は発達に必要な経験をすることができます。

第3章第2節の2の入園から修了までの生活において、**外国人や海外から帰国した幼児の受け入れの配慮**について記述をしています。(これらの幼児の多くは、日本以外の国での生活経験などを通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣などを身に付けているが、その実情は幼児によって異なっています。このため、これらの幼児の受け入れに当たっては、教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに興味をもち、理解しようとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握し、その幼児が安心して自己を十分に発揮することができるよう配慮することが大切です。また、教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れることができるように配慮することも大切です。さらに、幼児が、日本の生活や幼稚園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切です。)